

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例施行細
則

令和 4 年 3 月 31 日

規則第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例（令和 4 年名古屋市条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 9 条第 1 項の規則で定める面積)

第 2 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める面積は、1,000 平方メートル又は増加する前の店舗面積の合計の 1 割に相当する面積のうちいずれか少ない面積とする。

(新設等の届出)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる日のいずれか早い日までに、新設等届出書（第 1 号様式）によって行わなければならない。

(1) 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項又は附則第 5 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）

の規定による届出をしようとする日の 3 月前の日

(2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けなければならないときは、当該確認の申請をしようとする日の 3 月前の日

(3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けなければならないときは、当該許可の申請の日

(4) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可を受けなければならないときは、当該許可の申請の日

2 前項の届出書には、付近見取図、配置図その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 条例第 9 条第 1 項第 6 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 大規模小売店舗の敷地の属する用途地域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）（当該大規模小売店舗の敷地

の所在地が用途地域が定められていない土地の区域内にある場合は、その旨)

- (2) 大規模小売店舗の敷地面積及び延べ面積
 - (3) 大規模小売店舗の構造
 - (4) 自動車駐車場の駐車台数
 - (5) 大規模小売店舗において事業を営む者の営業時間
 - (6) 大規模小売店舗において小売業に属する事業を営む者のうち主要なものの氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (7) 大規模小売店舗において営む小売業に属する事業以外の事業の種類及び当該事業の用に供される床面積の合計（当該事業の用に供される部分がある場合に限る。）
 - (8) 工事の着手及び完了の予定時期（工事を要しない場合を除く。）
 - (9) 第1項各号に掲げる法律の規定による届出又は確認若しくは許可の申請の予定時期
- （新設等取止めの届出）

第4条 条例第9条第3項の規定による届出は、新設等取止届出書（第2号様式）によって行わなければならない。

（説明会の開催）

第5条 条例第10条第1項の規定による説明会は、次のとおり開催するものとする。

- (1) 説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。
- (2) 説明会を開催する者は、説明会の開催を予定する日の7日前までに、説明会を開催する旨並びにその説明会の開催を予定する日時及び場所等を記載した文書を配布すること等により、説明会の開催を地域の住民に周知させるものとする。

（説明会の開催状況の報告）

第6条 条例第10条第2項の規定による報告は、説明会を開催した日の翌日から起算して14日以内に、説明会
懇談会 開催状況報告書（第3号様式）によって行わなければならない。

(地域貢献計画の作成等)

第7条 条例第11条第1項に規定する地域貢献計画は、大規模小売店舗の新設等をしようとする日から当該日の属する年度から起算して5年目の年度の末日までの期間を計画期間として作成するものとする。

2 条例第11条第1項及び第15条第1項の規定による地域貢献計画の作成並びに条例第11条第3項（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定による地域貢献計画の内容の変更は、地域貢献（変更）計画書（第4号様式）によって行わなければならない。

3 条例第15条第1項の規定による地域貢献計画の提出は、従前の地域貢献計画の計画期間の末日までに行わなければならない。

(協議状況の報告)

第8条 条例第11条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定による地域貢献計画の提出と同時に、協議状況報告書（第5号様式）によって行わなければならない。

(懇談会の開催)

第9条 第5条の規定は、条例第12条第1項の規定による懇談会の開催について準用する。

(懇談会の開催状況の報告)

第10条 第6条の規定は、条例第12条第2項の規定による報告について準用する。

(地域貢献活動の実施状況の報告)

第11条 条例第13条第1項の規定による報告は、毎年度5月31日までに、前年度分について、地域貢献活動実施状況報告書（第6号様式）によって行わなければならない。

(地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取)

第12条 条例第14条の規定による意見の聴取は、原則として5年に1回、別に定める方法により行うものとする。

(撤退等の届出)

第13条 条例第16条第1項の規定による届出は、撤退等届出書（第7号様式）によって行わなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。